

## (CC3) 土木学会学術交流基金管理委員会規則

|             |   |   |
|-------------|---|---|
| 平成26年5月9日   | 制 | 定 |
| 平成28年1月22日  | 改 | 正 |
| 平成28年11月18日 | 改 | 正 |
| 令和2年5月14日   | 改 | 正 |

### (総則)

**第1条** この規則は、公益信託土木学会学術交流基金公益信託契約書（以下「公益信託契約書」という。）第3条の事業を行うために設置する学術交流基金管理委員会（以下「委員会」という。）の細目について定める。

### (目的)

**第2条** 委員会は、公益信託契約書第3章の運営委員会（以下「運営委員会」という。）の諮問に基づき、同基金からの学術交流事業への助成金の交付に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

### (活動)

**第3条** 委員会は、前条の目的を果たすため、次の事業における助成対象と助成金額を立案し、助成対象事業における候補者の募集および選考ならびに助成を受けた事業の評価を行う。

- (1) 二国間／多国間技術・学術交流支援事業
- (2) グローバル人材育成・学術交流支援事業
- (3) 海外拠点形成・活性化事業
- (4) その他学術交流を推進するための事業

2 前項の各事業に係る実施要項については、委員会が別途定める。

3 助成を受けた事業の評価については、委員会は、助成報告書に基づき、助成を受けた事業が計画に基づき適切に実施されたかを評価する。

4 委員会はこれらの活動を国際センターに委託することができる。受託した国際センターは本規則、関連する要項に従い活動を行い、委員会へ活動内容を報告する。関連する要項の「委員会」は「国際センター」と読み替えるものとする。

### (構成)

**第4条** 委員会の構成員は、委員長1名、幹事長1名および委員10名程度とする。

2 役職者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、委員会を代表し、委員会活動を総括する。
- (2) 幹事長は、委員長の指示により、委員会全般の運営を掌り、所掌の事項を処理する。

### (委員長・委員等の選出方法と任期)

**第5条** 委員長・委員等の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、国際部門担当理事の中から会長が指名する。
- (2) 幹事長は、委員長が選任する。
- (3) 委員は、委員長が選任する。

2 委員長の任期は、国際部門担当理事の在任期間とする。

3 幹事長および委員の任期は、原則として2年とし、留任を妨げない。

### (委員会の運営)

**第6条** 委員会は、委員長が招集して開催する。また、委員長は、必要に応じて文書をもって委員の意見を徴し、委員会の開催に代えることができる。

(事務局)

第7条 委員会の担当事務局は、国際センターとする。

(規則の変更)

第8条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則

本規則の制定により、「公益信託土木学会学術交流基金助成候補者選考および運営に関する委員会内規」(平成元年8月23日制定、平成16年7月28日最終改正)は効力を失うものとする。

附則(平成26年5月9日 理事会議決) この規則は、平成26年5月9日から施行する。

附則(平成28年1月22日 理事会議決) この規則は、平成28年1月22日から施行する。

附則(平成28年11月18日 理事会議決) 本規則の改正により、「公益信託土木学会学術交流基金助成候補募集要項」および「公益信託土木学会学術交流基金助成候補選考基準」(平成28年1月22日最終改正)は廃止する。

附則(令和2年5月14日 理事会議決) この規則は、令和2年5月14日から施行する。